

千葉労働局発表
平成21年1月9日

千葉労働局労働基準部安全衛生課
課長 神田 公司
課長補佐 米倉 三千雄
労働衛生専門官 工藤 仁美
電話 043-221-4312

作業環境測定機関に対する業務停止命令について

千葉労働局(局長 千葉 秀木)は、下記のとおり、作業環境測定法に違反した作業環境測定機関(3機関)に対して、同法第35条の3第2項第2号の規定に基づき作業環境測定の業務停止命令を行った。

記

1. 作業環境測定機関

名称 東京公害防止 株式会社
所在地 千葉県柏市豊四季508-53
代表者 代表取締役 小野次男
登録番号 12-16

処分の内容等

処分の年月日 平成20年12月25日

処分の理由 作業環境測定士の資格を有しない者にサンプリング及び分析を行わせたことにより、作業環境測定法第34条第1項において準用する労働安全衛生法第47条第2項の規定に違反したこと。

処分の内容 作業環境測定法第33条第1項により登録を受けた全ての作業環境測定業務を停止すること

根拠法令 作業環境測定法第35条の3第2項第2号

処分の期間 平成21年1月1日から平成21年2月28日まで

2. 作業環境測定機関

名称 株式会社 日鐵テクノロジー かずさ事業所
所在地 千葉県富津市新富20-1
代表者 かずさ事業所長 小川 晴久
登録番号 12-31

処分の内容等

処分の年月日 平成20年12月25日

処分の理由 作業環境測定士の資格を有しない者に分析を行わせたことにより、作業環境測定法第34条第1項において準用する

労働安全衛生法第47条第2項の規定に違反したこと。
処分の内容 作業環境測定法第33条第1項により登録を受けた全ての
作業環境測定業務を停止すること
根拠法令 作業環境測定法第35条の3第2項第2号
処分の期間 平成21年1月1日から平成21年2月28日まで

3. 作業環境測定機関

名 称 株式会社 古河電工エンジニアリングサービス
所 在 地 千葉県市原市八幡海岸通6番地
代 表 者 代表取締役 工藤 誠
登録番号 12-30

処分の内容等

処分の年月日 平成21年1月8日
処分の理由 厚生労働省令で定める機器を用いて行う分析の業務について第二種
作業環境測定士に行わせたことにより、作業環境測定法第34
条第1項において準用する労働安全衛生法第47条第2項
の規定に違反したこと。
処分の内容 作業環境測定法第33条第1項により登録を受けた全ての
作業環境測定業務を停止すること
根拠法令 作業環境測定法第35条の3第2項第2号
処分の期間 平成21年1月13日から平成21年3月12日まで